



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2021年10月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第19号として、秋号を発行致しました。常日頃より弊社をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2021年秋号 目次

- ごあいさつ p1
- 業務紹介 p2
- 事務所の概要 p3
- 判決に学ぶ p4
- 弁理士紹介 p5
- アイコン画像等の保護について p6
- 海外の特許事情 p7
- 適法引用（著作権法32条1項）の判断枠組みについて
- 銀座界限「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和3年6月28日判決（令和2年（ネ）第10044号）

第1 初めに

本判決は、特許権侵害訴訟において、課題と解決手段との関係から、特許請求の範囲に記載の「記憶媒体」という構成要件について限定的に解釈した上で、被告製品は当該構成要件を充足しないものとして、特許侵害を否定した判決である。なお、本件の争点は多岐に亘るが、以下においては、特許請求の範囲の充足論に關する部分のみを扱う。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

本件は、発明の名称を「流体供給装置及び流体供給方法及び記録媒体及びプログラム」とする特許（特許第4520670号、以下「本件特許」という。）の特許権者である一審原告が、給油装置に組み込まれる設定器（以下「被告設定器」という。）を製造・販売する一審被告に対し、被告設定器が組み込まれた給油装置（以下「被告給油装置」という。）は本件特許の請求項1～3、8に係る発明の技術的範囲に属し、被告設定器は被告給油装置の生産にのみ用いられる物に該当するから、一審被告が被告設定器を製造・販売等することは本件特許権の間接侵害（特許法101条1号）にあたる旨を主張して、被告設定器の製造、販売等の差止め並びに損害賠償を請求した事案である。

原審裁判所は、一審原告の請求のうち、被告設定器の製造、販売等の差止め並びに損害賠償の一部を認容したことから、一審原告及び一審被告は、それぞれ敗訴部分を不服として控訴した。

2 本件特許について

(1) 特許請求の範囲

本件特許の特許請求の範囲の請求項1に記載の発明（以下「本件発明」という。）を、本判決における構成要件の分説に従って示すと、以下のとおりである。

- 1 A 記憶媒体に記憶された金額データを読み書きする記憶媒体読み書き手段と、
- 1 B 前記流体の供給量を計測する流量計測手段と、
- 1 C 1 前記流体の供給開始前に前記記憶媒体読み書き手段により読み取った記憶媒体の金額データが示す金額以下の金額を入金データとして取り込むと共に、
- 1 C 2 前記金額データから当該入金データの金額を差し引いた金額を新たな金額データとして前記記憶媒体に書き込ませる入金データ処理手段と、
- 1 D 該入金データ処理手段により取り込まれた入金データの金額データに相当する流量を供給可能とする供給許可手段と、
- 1 E 前記流量計測手段により計測された流量値から請求すべき料金を演算する演算手段と、
- 1 F 1 前記流量計測手段により計測された流量値に相当する金額を前記演算手段により演算させ、
- 1 F 2 当該演算された料金を前記入金データの金額より差し引き、
- 1 F 3 残った差額データの金額を前記記憶媒体の金額データに加算し、
- 1 F 4 当該加算後の金額データを前記記憶媒体に書き込む料金精算手段と、
- 1 G を備えたことを特徴とする流体供給装置。

(2) 発明が解決しようとする課題

本件特許の明細書には、発明が解決しようとする課題として、従来技術において生じていた以下の3つの課題（以下「本件3課題」という。）を解決する点が挙げられている（段落【0005】から【0007】）。

- ①プリペイドカードがカードリーダーライタに挿入されてしまうと、外部からプリペイドカードが見えないため、給油終了後にプリペイドカードを挿入してあるのを忘れてしまい、プリペイドカードを置いたまま給油所から退場してしまうおそれがある。
- ②プリペイドカードが給油中の計量機に設けられたカードリーダーライタに挿入されている場合、その間に例えば飲み物の自動販売機等にプリペイドカードを挿入して飲み物を購入するなどの他の用途にプリペイドカードを用いることができず不便である。
- ③プリペイドカードの一部がカード挿入口からはみ出した状態で給油開始されるよ

うに構成された方式では、給油終了後のカード忘れが防止される反面、給油中にプリペイドカードを引き抜くことができるため、プリペイドカードが盗難にあう可能性があり、運転者が計量機から離れられない。

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、原判決中、一審被告の敗訴部分を取り消し、一審原告の請求をいずれも棄却した。なお、下線は筆者が付したものである。「ところで、本件従来技術では、給油操作の開始前にプリペイドカードをR/Wに挿入することとされているが、プリペイドカードとR/Wとの間で給油代金の引落とし及び残高の書込みが行われるのは、給油操作の終了後である（以下「後引落とし」という。）。そうすると、本件3課題を解決するためには、より簡便な手段として、給油操作の終了後に初めてプリペイドカードをR/Wに挿入すればよいとすることが考えられる。また、給油操作の開始前に、記憶媒体の金額データが示す金額（以下「カード残高」という。）xを認識する目的で、プリペイドカードを給油装置に挿入することが必要であるとしても、それだけの目的であれば、カード残高xを読み取った後にはいったんプリペイドカードを給油装置から抜き、給油終了後に再度挿入するように仕様を変更するだけで、本件3課題は簡便に解決できる。

課題解決のためにこれらの簡便な手段があるにもかかわらず、本件発明においては、給油開始前に金額yを引き落とすという処理（以下「先引落とし」という。）を加えている。また、実際の給油金額zは、金額yと異なることが多いから、その場合は給油終了後にその差額を精算する処理（以下「後精算」という。）も必要となる。そのため、プリペイドカードの金額データの書換え等の処理の機会が、1度から2度へ増加することになり、全体プロセスは複雑化する。

このように、全体プロセスの複雑化という結果を生じるにもかかわらず、本件発明が「先引落とし」の処理を加える構成をあえて採用したこと理由は、本件明細書には記載されていない。しかし、セルフ式GSでの利用を前提とする限り、その理由は、上記の簡便な手段では、顧客が給油終了後に代金決済をせずに立ち去る可能性を排除できないことであると推認するのが合理的である（乙4（特開平11-11594号公報。以下「乙4公報」という。）の【0002】【0003】には、現金決済のセルフ式GSについて、「給油代金を支払わずに逃げられてしまう可能性」があるため、「後払い方式」よりも「前払い方式」が好ましい旨の記載がある。）。

すなわち、不特定多数の顧客を対象とするセルフ式GSにおいては、顧客から何らかの「担保」を取らないで給油を許可することは、GS運営者にとって、代金回収不能のリスクを伴う。本件従来技術において、給油操作中はプリペイドカードをR/Wに挿入したままにしておいたのは、このリスクを避けるため、残高相当の価値を化体するプリペイドカードを担保に取っていたといえる。そして、本件発明では、プリペイドカードという物を担保に取ることに代えて、入金データ金額yを担保に取るという新規な構成によって、代金回収不能のリスクを避けつつ、本件3課題を解決したものと見える。

言い換えると、本件従来技術においては、給油開始前にプリペイドカードを預かること（以下「媒体預かり」という。）と給油終了後に代金を引き落とすこと（以下「後引落とし」という。）との組合せによって、代金回収不能のリスクを避けつつセルフ式GSの運営を可能にしていた。これに対し、本件発明は、代金回収不能のリスクを避けつつセルフ式GSの運営を可能にするだけでなく、本件3課題を解決するために、「先引落とし」と「後精算」との組合せを採用したものと見える。」

「本件明細書において、本件発明の「記憶媒体」の具体的な態様としては、磁気プリペイドカード（【0033】）のほか、「金額データを記憶するためのICメモリが内蔵された電子マネーカード」（【0070】）や「カード以外の形態のもの、例えば、ディスク状のものやテープ状のものや板状のもの」（【0071】）も開示されている。このように、本件発明の「記憶媒体」は必ずしも磁気プリペイドカードには限定されない。

しかしながら、本件発明の技術的意義が上記1のとおりであることに照らして、「媒体預かり」と「後引落とし」との組合せによる決済を想定できる記憶媒体でなければ、本件3課題が生じることはなく、したがって、本件発明の構成によって課題を解決するという効果が発揮されたことにならないから、上記の組合せによる決

済を想定できない記憶媒体は、本件発明の「記憶媒体」には当たらない。

かかる見地について検討するに、被告給油装置で用いられる電子マネー媒体は非接触式ICカードであるから、その性質上、これを用いた決済等に当たっては、顧客がこれを必要に応じて瞬間的にR/Wにかざすことがあるだけで、基本的には常に顧客によって保持されることが予定されているといえる。そのため、電子マネー媒体に対応したセルフ式G Sの給油装置を開発するに当たって、物としての電子マネー媒体を給油装置が「預かる」構成は想定し難く、電子マネー媒体に対応する給油装置を開発しようとする当事者が本件従来技術を採用することは、それが「媒体預かり」を必須の構成とする以上、不可能である。

そうすると、被告給油装置において用いられている電子マネー媒体は、本件発明が解決の対象としている本件3課題を有するものではなく、したがって、本件発明による解決手段の対象ともならないのであるから、本件発明にいう「記憶媒体」には当たらないというべきである。むしろ、電子マネー媒体を用いる被告給油装置は、現金決済を行う給油装置において、顧客が所持金の中から一定額の現金を窓口の係員に手渡すか又は給油装置の現金受入口に投入し、その金額の範囲内で給油を行い、残額(釣銭)があればそれを受け取る、という決済手順(これは乙4公報の【0002】に従来技術として紹介されており、周知技術であったといえる。)をベースにした上、これに電子マネー媒体の特質に応じた変更を加えた決済手順としたものにすぎず、本件発明の技術的思想とは無関係に成立した技術であるといえるべきである。一審被告の非侵害論主張⑤は、このことを、被告給油装置の電子マネー媒体は本件発明の「記憶媒体」に含まれないという形で論じるものと解され、理由がある。」

第4 解説

1 本判決前の事情

特許権侵害訴訟においては、まず、被告が製造、販売等する製品、被告が使用する方法等が、特許発明の技術的範囲に属しているかについての判断がなされる(充足論)。

この際、特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならないとされている(特許法70条1項)が、特許請求の範囲の記載のみから個々の用語の意義を特定することは困難な場合が多いことから、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するにあたって、明細書の記載及び図面を考慮することが認められている(特許法70条2項)。

そこで、上記特許法の条文に従い、明細書の記載及び図面の記載を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義について解釈することで、特許発明の技術的範囲を確定した種々の裁判例が存在している。

2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、本件発明における「記憶媒体」という構成要件について明細書の記載を参照して限定的に解釈し、非接触式ICカードは、「記憶媒体」に該当しないとして、被告給油装置で用いられている電子マネー媒体は、「記憶媒体」という構成要件を充足しないとしたものである。

すなわち、本件特許の明細書には、「記憶媒体」は磁気プリペイドカードに限定されず、ICメモリが内蔵された電子マネーカード等も含む旨が記載されていたものの、本判決は、本件発明の技術的意義を詳細に検討した上で、本件3課題が生じるのは、給油開始前にプリペイドカードを預かること(媒体預かり)と、給油終了後に代金を引き落とすこと(後引落し)との組合せによる決済を想定できる記憶媒体のみであるとして、常に顧客によって保持されることが想定され、「媒体預かり」と「後引落し」の組合せによる決済を想定できない非接触型ICカードは、本件発明の「記憶媒体」に該当しないとした。

特許請求の範囲に記載された用語の意義の解釈にあたって、単純に明細書中に記載された用語の定義に関する記載等を参照するにとどまらず、明細書中に記載された発明が解決しようとする課題とその解決手段との関係から、明細書中に明記されていない発明の技術的意義を認定した上で、特許請求の範囲に記載された用語の意義について、このような技術的意義に合致する場合のみに限定的に解釈した点に特徴を有する判決であるといえる。

3 今後の留意事項

本判決は、特に新しい規範を示したわけではないものの、上記のように、明細書中に明記されていない発明の技術的意義を認定した上で、これに合致する場合のみに特許発明の技術的範囲を限定した点において、注目に値する判決である。

また、明細書中に、「記憶媒体」について限定的に解釈されることを防ぐことを意図したと思われる、「記憶媒体」が磁気プリペイドカードに限定されずICメモリが内蔵された電子マネーカード等も含むという旨の記載が存在したにも関わらず、上記のような判断がなされた点に鑑みれば、形式的に明細書中に用語の意義として広い定義を記載しても、発明が解決しようとする課題とその解決手段との関係から導かれる発明の技術的意義に合致するものでなければ、権利範囲が限定的に解釈されることを防ぐ効果は期待できないものと解される。

本判決においては、発明が解決しようとする課題として、上記のように本件3課題が極めて具体的に記載されていたことが、結果的に「記憶媒体」という構成要件について限定的に解釈されることに繋がったものと思われる。したがって、明細書の作成時に発明が解決しようとする課題を設定するに際しては、当該課題が実際に生じ、当該課題を解決するための解決手段の対象となる態様のみに権利範囲が限定されることを想定の上、無用な権利範囲の限定となる可能性のある具体的に過ぎる記載を避けることが求められる。

弁理士紹介

● 弁理士 渡邊 友啓

私は、昨年2月に弊所に入所し、弁理士の補助業務を経て、現在化学・材料系の明細書作成や中間処理を担当しております。

弊所に入所する前は、工業薬品のメーカーに勤務しておりました。始めは研究開発部に所属しており、ここでは、薬品の製造技術の開発や、性能評価方法の検討などを行っておりました。その後、弁理士には珍しい経歴かと思いますが、営業部にも所属しておりました。営業部所属時は、営業先が研究所や工場であったことから、自分の専門外の幅広い分野の技術に触れたり、クライアントの技術的問題点について一緒に議論する機会に恵まれておりました。これらの経験が、因らずも今の業務にマッチしており、非常に役立っていると感じております。

現在は、安心して業務を任せいただけるように、発明者様や知財担当者様と密にコミュニケーションをとりながら明細書を作成することを意識して業務に取り組んでいます。また、弁理士としての専門性を高めるために、より有効な特許にするための明細書の書き方や、国内外の特許関連制度など、日々の業務をこなすだけでは身に付かない技術・知識を積極的に勉強することを心がけております。

お客様のご期待に応えられる品質の高い明細書を作成できるように努めて参りますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

● 弁理士 田中 美穂

大学での専攻は経済でしたが、知財価値評価に触れたことをきっかけに知的財産に興味を持ち、2015年に弊事務所に入所いたしました。以来、意匠・商標分野の国内外調査、出願、中間処理、審判等の補助業務を担当し、今般弁理士登録を致しました。

日々の業務で心掛けていることは、お客様に安心してお任せいただけるよう、常に先を見据えた視点を持ち、きめ細やかなサービスをご提供することです。お客様の思いに寄り添い、期待されていることは何か、不安に思われていることはないか等、想像力を働かせることを意識しています。また、意匠・商標分野ではスピード性が要求されますので、的確な判断を迅速に行うように日々心掛けています。

意匠・商標の業務は、最先端の流行に触れることができる、とても面白い仕事です。そのため、弁理士としての専門分野はもちろん、様々な分野にアンテナを張り、幅広い知識を身につける必要があると感じています。

今後もお客様の多様なニーズに誠実にお応えできるよう、日々の努力を重ねて参ります。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

アイコン画像等の保護について（1）

文：弁理士 荒船 博司

昨今、生産性を高めるためにデジタル化が推進され、さらに、コロナ禍でその流れは加速しつつあります。お客様においても、ユーザーへの想いを込めたデザインが進化し続けており、特許庁もデザイン経営を推進している時代です。このような流れもあり、令和2年4月1日に特許法等の一部を改正する法律が施行され（一部の規定を除く）、我が国意匠法が大改正され、新たに画像の意匠を保護できるようになりました。これに伴い、お客様より、アイコンや画像について、どこまで権利化すればよいのか、他者の権利侵害とならないようにするにはどうしたらいいか、といったお問い合わせを多く頂戴しております。今回から次号にかけて、アイコン画像の使用・保護について、商標・意匠・著作権の観点から考察します。

① 商標の観点からの考察

(1) アイコン画像が商標的使用にあたるか

商標とは、事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものとは区別するために使用するマーク（識別標識）です。一方、アイコン画像とは「コンピューターで、ファイルの内容やプログラムの機能などを絵文字にしてディスプレイ上に表示した図形・記号。」（大辞泉）であり、日本産業規格（JIS）においても「その画面上に表示される図記号であって、特定の機能又はソフトウェア適用業務を選択するために、利用者がマウスなどの装置を使用して指し示すことができるもの。図記号は、通常、絵入りで表現される。」とされています。つまり、アイコン画像は、機能やアクションを感覚的に分かりやすくすることでユーザーが電子機器等を操作するときの使いやすさを向上させるために用いられるものであって、そもそも商標として、自他商品識別機能を有しているかについては疑問が残ります。

言い換えますと、独自のアイコン画像を自社の製品の操作画面以外の広告宣伝に使用する場合は、当該アイコン画像が出所表示機能を発揮している可能性もあり得ますが、ただ、製品上のガイドとしてしか使用しないアイコン画像であれば、それは商標的な使用とは言えません。

(2) アイコン画像は商標登録したほうがよいのか






アイコン画像が商標として機能していないとしても、現状多数のアイコン画像とみられる商標が登録されている以上、やはり自社のアイコン画像も商標登録しておいた方がいいのではないかと、登録せずに使用していることで他者の商標権侵害とならないかと、と心配に思われるかもしれません。

実際、以下のようなアイコン画像とみられる商標が登録されています。（出典：特許庁）

<音符>

登録 0190845 号	登録 1417211 号	登録 5789474 号	登録 6154819 号	登録 6265382 号
				

<マイクロフォン>

登録 5533070 号	登録 5795843 号	登録 5930787 号	登録 6010529 号	登録 6131621 号
				

<感嘆符、疑問符>

登録 4392690 号	登録 6010531 号	登録 6110103 号	登録 6339088 号	国際登録 110462 3A
				

アイコン画像はその性質上、使用者が一見で、その内容が理解できたり、発揮される機能が直感的にわかるように工夫されています。そのため、アイコン画像の図形は明瞭でシンプルなものになりやすく、加えて、同じような内容を示すアイコン画像はどうしても似通った図形になります。商標法上、独占不適応な慣用商標（3条1項2号）、ありふれた図形（3条1項5号）、直感で意味が理解できる記述的商標（3条1項3号や3条1項6号）などは、登録できない標章と規定されていますが、上記のように、一見識別力が疑わしい図形も商標として登録となって事実もあります。よって、すでに一般的に使用されているような図形やISO・JIS・JAMS規格などで定められているアイコン画像ではなく、独自で創作されたアイコン画像を採用する際は、念のため、他者の商標権を侵害していないか、調査が望ましいと思われます。

その上で、貴社の独自の機能やサービスに関する重要なアイコン画像については、商標出願についてもご検討されることをお勧めいたします。

今回は意匠・著作権の観点でアイコン画像を考察します。次号までしばらくお待ちください。



海外の特許事情

文：弁理士 穉吉康平

アメリカ審判手続における USPTO 長官の権限に関する最高裁判決

アメリカ最高裁判所は、当事者系レビュー (IPR) について、「再審理は、特許審判部 (PTAB) のみが行うことができる。」と規定する特許法第 6 条 (c) を、憲法違反であるとし、PTAB の決定は、特許法の規定に関わらず USPTO 長官が見直すことができるとしました (United States v. Arthrex, Inc.)。

判決では、PTAB の審判官 (APJ) について、その任命手続 (商務長官が任命＝下級官吏に相当) と権限の実態 (APJ が下した決定を USPTO 長官等が見直すことができない＝上級官吏に相当) とが整合していないことが確認され、それを解消する手段として上記の結論が導かれました。

この判決を受けて、USPTO は、暫定措置に関するガイドラインを発表し、AIA 審判 (付与後異議申立 (PGR)、当事者系レビュー (IPR)) の手続きに、新たに長官レビューを追加しました。長官レビューは、審判の最終決定に対して、USPTO 長官の裁量により自発的に行われるか、または当事者の請求により行われるとされています。

PTAB の最終決定を不服とする当事者にとっては、従来の PTAB による再審理の請求に加えて、USPTO 長官による決定の見直し請求という新たな選択肢ができたことになります。一方、審理の長期化やコストの増大が懸念されています。

アメリカ譲渡人禁反言を維持する最高裁判決

アメリカ最高裁判所は、数世紀以上にわたり認められている譲渡人禁反言の法理 (Doctrine of Assignor Estoppel) を維持する一方で、それが適用される範囲を限定する判決を下しました。

譲渡人禁反言とは、特許権を譲渡した者が、後になってその特許の有効性について争うことを禁じる法理です。典型的には、発明者がある発明について取得した特許を A 社に譲渡した後に、自ら B 社を設立してその発明を実施するような場合に起こります。A 社が B 社の特許権侵害で訴えると、B 社はこれに對抗して特許権の無効を訴えることが考えられますが、この B 社の主張が譲渡人禁反言に反する行為となりえます。

今回の判決では、譲渡人禁反言の法理は、譲渡人による特許無効の主張が、特許を譲渡した際の明示的／黙示的な表明と矛盾する場合にのみ適用される、としてその適用範囲が示されました。そして、譲渡人禁反言の法理が適用されない状況として、①発明者が特許の有効性を保証できる前に譲渡される場合、②譲渡後の法的变化により譲渡時の保証が無意味となった場合、及び③譲渡後に特許クレームが変更された場合、が示されました。

これらの状況のうち、①について最高裁は、典型的な雇用契約に基づいた従業員による発明の使用者への譲渡には、譲渡人禁反言の法理が及ばないと指摘しており、大きな影響がありそうです。

ヨーロッパ二重特許を禁止する審決

2021 年冬号では、二重特許に関する質問が EPO 審判部から EPO 拡大審判部に付託されたことをお知らせしましたが、これに対して拡大審判部は、二重特許を禁止する審決 (G4/19) を下しました。

ヨーロッパ特許条約には、明確に二重特許を禁止する条文が存在しませんが、審査基準では二重特許が禁止されています。本件では、審査部が、基礎出願の特許と同一発明をクレームした PCT 国内移行出願を、二重特許を理由に拒絶していました。これに対して出願人は、このような国内優先出願には、存続期間が実質的に 1 年延長されるという正当な利益があるとして、審判を請求していました。

審決では、EPC125 条 (一般原則の参照) に依拠して、二重特許が禁止されることが確認されました。すなわち、二重特許の禁止は締約国で一般に承認されており、EPO はこの原則を考慮する、としました。また、二重特許の禁止が、同日出願だけでなく、国内優先出願や分割出願にも適用されることが確認されました。

二重特許は各国で禁止されており、妥当な審決かと思えます。日本出願を基礎とするヨーロッパ出願には関係がありませんが、今回の審決により、国内優先出願を利用して存続期間を実質的に 1 年延長するというテクニック (?) が、明確に禁じられることとなりました。

適法引用 (著作権法 32 条 1 項) の判断枠組みについて

弁護士 中井 英登

1 はじめに

従来、裁判例及び学説の支配的見解は、適法引用の基準として、「明瞭区分性」と「主従関係性」を挙げていました。そして、多くの裁判例は、特に「主従関係性」において、種々の要素を盛り込んで、妥当な解決を導いてきたと評されています。

しかし、上記の 2 要件は、現行法の文言には記載がなく、かつ、事例によっては使い勝手が良くない場合があります。そのため、比較的近時の裁判例では、上記の 2 要件に触れず、法文上の要件である「公正な慣行」と「正当な範囲内」の解釈・適用として、種々の要素を盛り込んで、妥当な解決を導くものが多くなっています。

以下、比較的近時の裁判例を整理・分析した上で (注 1)、実務的に使い勝手の良い判断枠組みを示したいと思います ([] の番号は、注 1) 記載の URL に掲載された一覧表のものです)。

2 裁判例の分析

(1) 全体的傾向

知財高裁平成 22 年 10 月 13 日判決・絵画鑑定書事件 [10] 以降は、同判決の示した判断枠組み (後記 3 (2) 参照) に沿って検討している裁判例が多いといえます (沖縄国際大学米軍ヘリ墜落事件 [2]、風水事件 [3]、絵画鑑定書 II 事件 [5]、岡山イラスト事件 [7])。ただし、事案に応じて、上記の裁判例の示した考慮要素が取舍選択されています。

(2) 考察

絵画鑑定書事件 [10] の示した考慮要素のうち「その方法や態様について」において、従来の 2 要件における「主従関係性」と同様、分量の多寡に尽くされない総合的判断がなされています。「利用の目的」と併せて積極的な評価がなされることにより、原審と控訴審とで評価を異にした事例もあります (絶対音感事件 [13][14])。他方、「利用される著作物の種類や性質」について検討している裁判例は、見当たりませんでした。

なお、出所の表示があれば、適法とされた可能性があると考えられる事例もあります (沖縄国際大学米軍ヘリ墜落事件 [1][2])。また、利用する側の表現の著作物性については不要と明示する裁判例があります (絵画鑑定書 II 事件 [5]、絵画鑑定書事件 [10])。

3 適法引用の判断枠組み

(1) 「引用」に当たるかどうか

まず、著作権法 32 条 1 項の文言上、著作物の利用行為が「引用」に当たらなければなりません。具体的には、①明瞭区別性と②主従関係性を備えているかどうかを検討します。ただし、上記の②主従関係性で検討される事項 (利用行為の目的、関係性、主従性等) は、判断の重複を避けるため、基本的には下記 (2) の考慮要素である①利用目的、②その方法や態様の中で検討されるべきと考えます (注 2)。

(2) 「公正な慣行に合致」し「引用の目的との関係で正当な範囲内」かどうか

次に、絵画鑑定書事件 [10] の示した考慮要素である①利用の目的、②その方法や態様、③利用される著作物の種類や性質、④著作権者に及ぼす影響の有無・程度等に該当する事実を、事案に応じて、適切なものをいくつか摘示の上で、総合的に判断します。ただし、出所の表示がなされていない場合には、特段の事情のない限り、否定的に判断すべきです。

(注 1) <https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2021/08/d9d12abec4f55bce56f3883db00fb1ff.pdf>

(注 2) 例えば、ピクトグラム事件 [4] は、「被告の利用行為は主従関係性を欠き、そもそも引用に当たらないと解すること」もできるところ、「被告の利用行為を一応引用と認めた上で、正当範囲内の引用とはいえないと解釈している。」と評されています (「しなやかな著作権制度に向けて」所収の横山久芳著「引用規定の解釈のあり方とパロディについて」・同書 353 頁参照)

銀座界限

てくてく
グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



とっておきのお店を
ご紹介します。

MAP



銀座 玉み

〒104-0061 東京都中央区銀座 6 - 8 - 7 交詢ビル 4F

■ 電話：03-6264-6896

銀座6丁目の交詢ビルに佇む、穴子料理専門店。こちらの看板の品は、天然の“まあなご”を使用した箱めし(1,900円〜)。ふっくらとした穴子の柔らかさを楽しみたい方は「煮上げ」、香ばしく焼き上げた穴子の風味を楽しみたい方は「焼き上げ」と、お好みで仕上げを選ぶことができます。品の良い甘みのある特製だれが染み込んだ穴子は、口の中でほろっとほどけてしまう程柔らかく、脂ののりも良く絶品です。わさびや柚子などの薬味も良いアクセントとなり、さらに穴子の旨味を引き出します。締めには、香ばしく焼いた穴子の骨からとったお出汁でお茶漬けにしてさっぱりといただけます。その他にも、穴子の白焼きや天ぷら、煮穴子が出汁巻き玉子でふんわりと包まれた“あ巻き”など、多彩なメニューを取り揃えています。熟練の職人が腕を振るう、専門店ならではの本格穴子料理を堪能すれば、穴子の魅力にはまってしまうことでしょう。

■ 営業時間

平日：昼 11:00~14:30 (L.O. 14:00)
土日祝：昼 11:00~15:00 (L.O. 14:30)



RESTAURANT DAZZLE

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-4-12 MIKIMOTO GINZA2 8-9F

■ 電話：03-5159-0991

銀座のマロニエゲート近くのビルに佇む、モダンイタリアンレストラン。重厚感のあるお洒落なインテリアで、昼時の店内は日の光が入って程よく明るく、タワーのようなワインセラーが目目をひきます。

ランチはなんと前菜とメイン、デザートと食後のドリンクで2,800円のコースから。伝統的イタリアンに一捻り、現代的なエッセンスを取り入れ、どのプレートもシェフの腕によりをかけた逸品と言えます。今回サーブされた肉料理の牛肩ロースの網焼きも和の食材の大葉が添えられ、その香り高さや肉やチーズとの相性に驚き、デザートには薔薇のゼリーとティラミスも登場。新しい発見や嬉しい驚きがあり、何度も足を運びたくなるレストランです。スタッフの接客も気持ち良く、雰囲気の良いさに思わず日常を忘れそうになります。

あなたもノーマルなイタリアンから一歩、踏み出してみては。



■ 営業時間 ランチ 11:00 ~ 15:00 (L.O. 14:00) / アフタヌーンティー 14:00 ~ 18:00 (L.O. 16:00) / ディナー 16:00 ~ 20:00 (L.O. 18:30)



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階
TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727
URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>